

田  
志

204

厚生省訓第三七一年

國立療養所

國立療養所分譯規程一部を次のよ

改てす。

右訓令す。

年九月五日

大臣

合議先番號受送月日				第號受送月日				第號受送月日			
第		號受送月日		第		號受送月日		第		號受送月日	

第一條「庶務課」の次に左の一項を加える。

心要に應じて、分院を置き、其勢力の一部を

分掌せんとするべく定める。

厚生省

國立療養所分課規程

國立療養所に左の二課と温泉並びに箱根療養所にあつては係を置く。

第一條

医務課

医務課は、分院と連絡する事務を司る。

第二條

医務課では、左の事項を行ふ。

第三條

診療及び看護は、開くこと。

衛生用物資に関する事。

飲食物の検査並びに栄養の指導に関する事。

医学の研究及び教育に関する事。

消毒及び他保健衛生に関する事。

施設課では、左の事項を行う。

第三條

会計に関する事。

人事に関する事。

文書に関する事。

統計に関する事。

患者の入退所その他の手続に関する事。

所長の官印並びに所印の管守に関する事。

患者の厚生に関する事。

第八條

所内整備取締に関する事。

第九條

医務課が主管に属すること。

第十條

令附につきは、別ト承ることあり。

第十一條

令附につきは、別ト承ることあり。

訓令案

厚生省訓第  
號

國立療養所

昭和二十二年三月一日厚生省訓第九五號、國立療養所

分課規程中次のよ<sup>う</sup>に追加する

右訓令する

昭和二十二年 月 日

厚生大臣 河合 良成

厚生省大臣

第一條は次の一項を加える

運営上必要な場合には分院を置くことが

できる

第三條の次に左の一項を加える

第四條分院については別にこれを定める

参考

國立療養所分課規程抜粹

第一條 國立療養所は左の二課（温泉並びに箱根療養

所はあつは係）を置く

医務課

庶務課

厚生省

無理難

同上

第一種無理難易度評定表(厚生省令第25号)

國立衛生研究所

文書

医發第37號

昭和二十二年四月二十日

医務局長



官房秘書課長殿

國立療養所分課規程中追加の件

日本医療團結核施設の四月一日よりの國立移管に伴い

國立療養所分課規程を別案のように追加したいので右

訓令方取計れるよう依頼する